

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る特例措置の見直し	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際戦略港湾及び一定の要件（コンテナ取扱量が10万TEU/年以上等）を満たす国際拠点港湾の一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等のうち陸上電力供給設備 ・ 特例措置の内容 港湾運営会社が、国際戦略港湾等において二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受け、かつ、港湾脱炭素化推進計画に位置づけられた港湾脱炭素化促進事業により取得した陸上電力供給設備の課税標準を、取得後3年間、2/3とする特例措置について、要件である補助金に係る見直しを踏まえ、税制上においても必要な措置を講じる。 	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第15条第44項 地方税法施行令附則第11条第24項 地方税法施行規則附則第6条第44項、83項、84項 </div>	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (▲0.7) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 港湾運営会社による設備投資の促進及び民の視点での港湾運営の促進を通じて、我が国港湾の国際競争力を強化することにより、我が国に寄港する国際基幹航路を維持・拡大し、もって我が国の産業立地競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、コンテナ船の大型化や船社間のアライアンス化の進展等により、国際戦略港湾における国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進んでいる。近隣諸国に比べ、我が国の国際戦略港湾等は、施設整備面においても遅れをとっており、我が国に寄港する国際基幹航路の寄港回数は減少傾向にある。国際基幹航路の寄港が失われると、物流コストの増大により産業立地競争力が低下し、国民の所得や雇用にも大きな影響を与えることとなる。</p> <p>このため、平成23年の港湾法改正により、国際戦略港湾・国際拠点港湾において民の視点での港湾の一体運営を可能とする港湾運営会社制度が設けられて以降、港湾運営会社を中心として国際基幹航路の維持・拡大のための取組を進めている。今後、国際基幹航路の寄港の維持・拡大を確実に図るためには、効率的な港湾運営等を進め、港湾運営会社による取組を更に深化させる必要がある。</p> <p>これに加え、近年、環境・ESG投資・SDGs等に対する関心の高まりにより、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組むグローバル企業等が増加し、港湾においても停泊中の船舶の発電機からの排気を抑制できる陸上電力供給設備が注目されており、北米や欧州において導入が進んでいる。荷主や船社から選択される港湾となり、国際競争力を強化するためには、北米航路や欧州航路に投入される船舶に陸電供給を行う環境を整える必要がある。</p> <p>近隣諸国からの遅れを踏まえると、我が国港湾の国際競争力の強化は予断を許さない状況にあり、効率的な港湾運営の促進は必須であるところ、陸上電力供給設備の導入推進の実現には、本特例措置が不可欠である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、「船舶・航空・鉄道等の輸送分野については、カーボンニュートラルポートの形成や・・・」「・・・港湾・・・等の物流拠点・ネットワークの災害対応能力を含む機能強化、モーダルシフトなど物流GX(注釈:省エネ化に資する車両や船舶の導入、物流施設等の省エネ・脱炭素化、カーボンニュートラルポート等)、・・・等の抜本的・総合的な対策を一体的に進め、物流の生産性向上等を推進する。」と記載あり。</p> <p>○ 「成長戦略のフォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定)において、「・・・カーボンニュートラルポートの形成による港湾の脱炭素化を進める。」と記載あり。</p> <p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標62 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保</p>
	政策の達成目標	国際戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献するとともに、国際拠点港湾において、民の視点による更なる効率的な運営を実現し、地域経済の興隆を通じた我が国経済の発展と国民生活の向上に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	週当たりの輸送力 京浜港:週27万TEU 阪神港:週10万TEU
政策目標の達成状況	令和4年度時点で、週当たりの輸送力について、京浜港において週20万TEU、阪神港において週9万TEUを確保している。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○ 国際戦略港湾等において、国の補助を受けて取得した陸上電力供給設備に関する資産(令和6年度)1件 ※荷さばき施設等に係る特例措置全体ではなく、陸上電力供給設備のみの適用見込みを記載。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>アジア諸外国の港湾との激しいコスト競争の中にある現状において、国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るためには、港湾運営への民の視点の導入や高能率の荷さばき施設等の整備により港湾運営を効率化し、我が国港湾における港湾コストを低減させることが必要である。このため、港湾運営の民営化及び港湾運営会社による高能率の荷さばき施設等の整備を促進する必要がある。</p> <p>港湾運営会社がこの様な施設整備を行うためには、多額の取得費用に加え、多額の維持費用を負担するだけの資金的余裕があることが必要である。しかし、港湾コストの低減を求められる港湾運営会社にとって、必要な資金を確保するために施設利用料の値上げを行うことは困難である。また、上記のとおり多額の費用負担が生じることから、インセンティブ無しでは、港湾運営の民営化が阻害されかねない。</p> <p>これに加え、国際競争力を強化するためには、荷主や船社から選択される港湾となる必要があり、そのためにはサプライチェーン全体の脱炭素化に貢献し、近隣諸国においても導入が進んでいる陸上電力供給設備の導入促進が必要である。一方で、陸上電力供給設備は多額の維持費用を負担しなければならず、設備導入の妨げとなっている状況である。</p> <p>このため、港湾運営会社による陸上電力供給設備の投資を促進するためには、整備した陸上電力供給設備の維持費用を軽減させる本特例措置がきわめて有効である。</p> <p>我が国港湾への国際基幹航路に就航する外資コンテナ船の寄港回数の維持・増加を図るため、総力をあげて「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱を軸とした国際コンテナ戦略港湾政策に取り組んでいるところであり、他の近隣諸国との競争条件を整え、我が国港湾に寄港する国際基幹航路が増加に転じて「多方面・多頻度の直航サービスの充実」をできるまでの間、必要</p>

		な税制措置である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 陸上電力供給設備の導入に係る補助金（現行特例の要件となっている二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金から見直しを検討中）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	○ 本特例措置：施設の維持に係るコストを低減し、施設整備を促進 ○ 今回見直しを実施する補助金（名称未定）：再エネ電源を用いた港湾施設設備支援
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、港湾運営会社に対して、施設の維持コストの低減を行うことにより、陸上電力供給設備の設備投資や民の視点での港湾運営のインセンティブとなるものであることに加え、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組むグローバル企業等が増加する中で、陸上電力供給設備の導入による環境負荷軽減の重要度は高く、我が国港湾の国際競争力強化のためには必要不可欠なものである。

税負担軽減措置等の適用実績	陸上電力供給設備のみの適用実績																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0件</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用件数	減収額	令和4年度	0件	0百万円												
	年度	適用件数	減収額																
令和4年度	0件	0百万円																	
(参考) 荷さばき施設等に係る特例措置全体の適用実績																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>154件</td> <td>136百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>163件</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>79件</td> <td>104百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>108件</td> <td>138百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>146件</td> <td>123百万円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用件数	減収額	平成30年度	154件	136百万円	令和元年度	163件	145百万円	令和2年度	79件	104百万円	令和3年度	108件	138百万円	令和4年度	146件	123百万円
年度	適用件数	減収額																	
平成30年度	154件	136百万円																	
令和元年度	163件	145百万円																	
令和2年度	79件	104百万円																	
令和3年度	108件	138百万円																	
令和4年度	146件	123百万円																	
	出典：各港湾運営会社からのヒアリングによる																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用総額（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(固定資産税)</th> <th>(都市計画税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,057,200（平成元年度）</td> <td></td> <td>285,750（令和元年度）</td> </tr> <tr> <td>5,929,417（令和2年度）</td> <td></td> <td>285,750（令和2年度）</td> </tr> <tr> <td>9,105,847（令和3年度）</td> <td></td> <td>5,687,642（令和3年度）</td> </tr> </tbody> </table>	(固定資産税)		(都市計画税)	9,057,200（平成元年度）		285,750（令和元年度）	5,929,417（令和2年度）		285,750（令和2年度）	9,105,847（令和3年度）		5,687,642（令和3年度）						
(固定資産税)		(都市計画税)																	
9,057,200（平成元年度）		285,750（令和元年度）																	
5,929,417（令和2年度）		285,750（令和2年度）																	
9,105,847（令和3年度）		5,687,642（令和3年度）																	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、陸上電力供給設備の維持費用が軽減されるため、港湾運営会社において、整備に向けた検討が進んでいる。																		
前回要望時の達成目標	国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献するとともに、国際拠点港湾において、民の視点による更なる効率的な運営を実現し、地域経済の興隆を通じた我が国経済の発展と国民生活の向上に貢献する。																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度時点で、週当たりの輸送力について京浜港において週20万TEU、阪神港において週9万TEUを確保している。 ○ 令和元年度時点では、週当たりの輸送力について、京浜港において週27万TEU、阪神港において週10万TEUを確保していたが、新型コロナウイルス感染症拡大等を発端とする国際海上コンテナ輸送の混乱の影響を受け、令和4年度においては週当たりの輸送力が減少した。 																		
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度 創設 ○ 平成25年度、平成27年度、平成29年度及び平成31年度 延長 ○ 令和2年度 縮減（特例港湾運営会社に係る税制を撤廃） ○ 令和3年度 延長 ○ 令和4年度 拡充・縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸電に係る特例措置を創設。 ・ 一部の荷さばき施設について、港湾法第50条の2第2項第3号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限定。 ○ 令和5年度 延長 																		